

資料編

資料編 目次

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法
2. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
3. 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針
(ガイドライン)
4. 小諸市空家等対策協議会条例
5. 小諸市空き家等情報登録制度実施要綱
6. 小諸市土地情報登録制度実施要綱
7. 小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金交付要綱
8. 関係法令（抜粋）
 - ・ 建築基準法
 - ・ 消防法
 - ・ 民法
 - ・ 道路法
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市町村の責務）

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（基本指針）

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」

という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難である

ときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

（空家等に関するデータベースの整備等）

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（所有者等による空家等の適切な管理の促進）

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（特定空家等に対する措置）

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交

通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

小諸市空家等対策協議会条例（平成 29 年 3 月 31 日条例第 14 号）

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条の規定により、小諸市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、法第 2 条第 1 項に規定する空家等対策の推進に関し、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が認めた者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 会長は、市長をもって充て、副会長は、委員のうちから市長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（守秘義務）

第 7 条 協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（関係者の出席等）

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、必要な書類を提出させ、又は会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

（庶務）

第 10 条 協議会の庶務は、建設部建設課において処理する。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に小諸市空家等対策協議会設置要綱（平成 28 年小諸市告示第 126 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 4 項の規定により委嘱されている小諸市空家等対策協議会委員は、この条例の第 3 条第 2 項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、要綱の規定に基づいて在任した期間の残任期間とする。

小諸市空き家等情報登録制度実施要綱（平成 26 年 8 月 28 日告示第 102 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、空き家等情報登録制度について必要な事項を定めることにより、市内における空き家等を有効活用し、市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住を目的として独立した基礎を有し、居室、台所、便所及び浴室の設備を有する家屋をいう。
- (2) 空き家等 現に居住していない住宅(近く居住しなくなる予定のものを含む。)であって、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 127 号)第 2 条第 2 項に規定する特定空家等を除く居住可能な住宅及びその敷地並びに現に建物が建築されていない土地であっても、土地全体としての状況及び使用実態等からみて客観的に建物の敷地の用に供されるものであることが明らかな土地をいう。ただし、専ら賃貸を目的とした住宅及び店舗等事業の用に供することを目的とするものを除く。
- (3) 物件所有者 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる個人をいう。
- (4) 空き家等利用希望者 市内への定住又は定期的に滞在すること等を目的として、空き家等の利用を希望する個人をいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

（適用上の注意）

第 3 条 この要綱は、この要綱以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

（業務）

第 4 条 市長は、この要綱において、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 第 5 条第 2 項の規定による登録を受けた物件所有者が売却又は賃貸を希望する空き家等の情報を、第 8 条第 2 項の登録を受けた空き家等利用希望者へ提供する業務
- (2) 空き家等情報登録制度の利用の拡大に関する業務
- (3) 空き家等利用希望者が空き家等へ移住又は定期的に滞在することに関して支援する業務

2 前項の規定にかかわらず、市長は、空き家等の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約並びにこれらに関する問題が発生した場合については、一切これに関与しないものとする。

（空き家等の登録等）

第 5 条 空き家等の売却又は賃貸を希望する物件所有者は、空き家等情報登録申込書(様式第 1 号)、空き家等情報登録カード(様式第 2 号。以下「登録カード」という。)及び空き家等情報登録誓約書(様式第 3 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家等情報登録台帳に登録する。ただし、適当でないと認めたときは、前項に規定する申込書類を物件所有者に返却するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で、この要綱による適用が適当と認めるものは、当該物件所有者に対して、その登録を勧めることができる。

(空き家等登録の取消し)

第6条 市長は、空き家等情報登録台帳に登録した日から2年を経過した空き家等については、当該台帳における登録を削除するものとする。ただし、再度の登録を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第2項の規定による登録を受けた物件所有者(以下「登録物件所有者」という。)から、空き家等情報登録取消届出書(様式第4号)により、権利の移転その他の事由により空き家等情報登録台帳における登録取消の届出があったときは、当該台帳から登録を削除する。この場合において、取消理由が自己の都合によるときは、再度の登録を受付けないことがある。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、登録物件所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報登録台帳における登録を取消することができる。この場合において、市長は、空き家等情報登録取消通知書(様式第5号)により速やかに登録物件所有者に通知するものとする。

(1) 申込内容に虚偽があったとき。

(2) 暴力団若しくは暴力団関係企業若しくは会社法(平成17年法律第86号)第120条第1項の規定に違反した個人若しくは団体又はこれらに準ずる者若しくはその構成員(以下、「反社会的勢力」という。)であったとき。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本登録をしたとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第7条 登録物件所有者は、空き家等情報登録台帳に登録された事項(権利に関する事項を除く。)に変更があったときは、空き家等情報登録変更届出書(様式第6号)にその変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(情報提供及び利用登録)

第8条 空き家等に関する情報提供を受けようとする空き家等利用希望者は、空き家等情報利用登録申込書(様式第7号)に空き家等情報利用誓約書(様式第8号)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、次条に規定する要件を満たし、かつ、適当であると認めたときは、空き家等情報利用登録台帳に登録する。

(利用登録の要件)

第9条 空き家等利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければ登録することができない。

(1) 小諸市に定住し、又は定期的、継続的に滞在し、小諸市の自然環境及び生活文化等に深い理解と関心を持ち、地域住民と協調して生活できる者

(2) 小諸市に定住し、又は定期的、継続的に滞在し、経済、文化、教育、福祉活動を行うことにより、地域の活性化に寄与することができる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者
(利用登録の取消し)

第10条 市長は、空き家等情報利用登録台帳に登録した日から2年を経過した第8条第2項の規定による登録を受けた空き家等利用希望者(以下「登録空き家等利用希望者」という。)については、当該台帳における登録を削除するものとする。ただし、再度の登録を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、登録空き家等利用希望者から空き家等情報利用登録取消届出書(様式第9号)の届出があったときは、当該台帳における登録を削除する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、登録空き家等利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報登録台帳における登録を取消することができる。この場合において、市長は、速やかに空き家等情報登録取消通知書(様式第10号)によりその旨を登録空き家等利用希望者に通知するものとする。

(1) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 反社会的勢力であったとき。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本登録をしたとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第11条 登録空き家等利用希望者は、空き家等情報利用登録台帳に登録された事項に変更があったときは、空き家等情報利用登録変更届出書(様式第11号)により変更のあった事項を市長に届け出なければならない。

(交渉の申込み及び通知)

第12条 登録空き家等利用希望者が見学を希望する登録物件があるときは、市長に申し込むものとする。

2 登録空き家等利用希望者が交渉を希望する登録物件があるときは、空き家等情報物件交渉申込書(様式第12号)に希望物件の番号その他必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により申込み又は提出があった場合は、当該登録物件所有者へその旨を通知するものとする。ただし、第13条の規定による当該物件所有者の空き家等の売買若しくは賃借の代理又は媒介(以下「媒介等」という。)を行う者があるときは、その者に対して通知するものとする。

4 前項の通知を受けた登録物件所有者又は媒介等を行う者は、遅滞なく当該登録空き家等利用希望者と連絡をとり、市長へその内容を報告するものとする。

(登録物件所有者と登録空き家等利用希望者の交渉等)

第13条 市長は、媒介等を業とする者であって、登録物件所有者と登録空き家等利用希望者との交渉を円滑に行うための幅広い知識を有すると認めるものと、媒介等に関する協定を締結するものとする。

2 登録物件所有者は、登録空き家等利用希望者との媒介等を希望するときは、前項の規定により市長と協定を結ぶ者に、市長を通じて依頼するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

(媒介等の協定)

2 この告示の施行の日前においても、第 13 条第 1 項の規定による媒介等に関する協定は締結することができるものとする。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日告示第 86 号)

この告示は、平成 27 年 7 月 2 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日告示第 50 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

小諸市土地情報登録制度実施要綱（平成 28 年 3 月 25 日告示第 47 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、工場や住宅等の建設が可能な土地に関する情報を収集し、企業立地、宅地分譲等の地域振興につながる開発を目的とした者に提供する仕組み（以下「土地情報登録制度」という。）を整備することにより、市内において利用されていない土地を有効活用し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 土地情報 面積 1,000 平方メートル以上で、土地の所有権及び境界が明確で、認定外道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けない道路で、かつ、市道の認定を受けていない道路をいう。）を含めた道路に接しており、工場の建設又は宅地分譲が可能な土地に関する情報をいう。ただし、建物の有無及び地目は問わないものとする。
- （2） 土地所有者 土地の所有権その他の権利を有し、当該土地の売却又は賃貸を行うことができる個人及び法人等をいう。
- （3） 土地情報利用希望者 工場、事業所、住宅団地等の開発を目的として、土地情報の利用を希望する者をいう。
- （4） 土地情報登録台帳 土地所有者が売却又は賃貸を希望する土地情報及び土地情報利用希望者に関する情報を整理保管したものをいう。
- （5） 土地情報利用登録台帳 土地情報利用希望者に関する情報を整理保管したものをいう。

（適用上の注意）

第 3 条 この要綱は、この要綱以外による土地の取引を妨げるものではない。

（業務）

第 4 条 市長は、この要綱において、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 次条第 2 項の規定により登録された土地所有者が売却又は賃貸を希望する土地情報を、第 8 条第 2 項の規定により登録された土地情報利用希望者へ提供する業務
- （2） 土地情報登録制度の利用の拡大に関する業務

2 前項の規定にかかわらず、市長は、土地の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約並びにこれらに関する問題が発生した場合については、一切これに関与しないものとする。

（土地情報の登録）

第 5 条 土地情報を登録しようとする土地所有者（以下「登録土地所有者」という。）又は登録土地所有者から土地情報の登録に関し委任された者（以下「登録申請者」という。）は、土地情報登録申込書（様式第 1 号）及び土地情報登録シート（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の登録申請者は、委任状（様式第 2 号の 2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、土地情報登録台帳に登録するものとする。

（土地等に係る登録事項の変更等の届出）

第 6 条 登録土地所有者は、土地情報登録台帳に登録された事項に変更があったときは、土地情報登録変更届出書(様式第 3 号)にその変更内容を記載し、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 登録土地所有者は、当該土地に係る権利の移転があったとき又は賃貸を開始したときは、土地情報登録取消届(様式第 4 号)により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(土地情報登録の削除)

第 7 条 市長は、次に掲げる各号に該当するときは、土地情報登録台帳から土地情報を削除することができる。

(1) 土地情報登録台帳に登録した日から 5 年を経過したとき。

(2) 登録土地所有者から権利の移転その他の事由により土地情報登録取消届の提出があったとき。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用登録)

第 8 条 土地情報利用希望者は、土地情報利用登録申込書(様式第 5 号)及び土地情報利用誓約書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、次条に規定する要件を満たし、かつ、適当であると認めたときは、土地情報利用登録台帳に登録する。

(利用登録の要件)

第 9 条 土地情報利用希望者は、次のいずれかの要件を満たしていなければ登録することができない。

(1) 企業立地、宅地分譲等の地域振興につながる開発を目的とした者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(利用登録の削除)

第 10 条 市長は、次に掲げる各号に該当するときは、土地情報利用登録台帳から利用登録を削除することができる。

(1) 土地情報利用希望者から土地情報利用登録取消届出書(様式第 7 号)の届出があったとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(交渉の申込み及び通知)

第 11 条 土地情報利用希望者が交渉を希望する登録物件があるときは、物件交渉申込書(様式第 8 号)に希望物件の番号その他必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

る。

2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合には、当該登録土地所有者へその旨を通知するものとする。ただし、賃借の代理又は媒介(以下「媒介等」という。)を行う者があるときは、その者に対して通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録土地所有者又は媒介等を行う者は、遅滞なく当該登録土地利用希望者と連絡をとり、市長へその内容を報告するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月22日告示第97号)

この告示は、平成29年9月22日から施行する。

○小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 24 日
告示第 34 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、小諸市内にある空き家の利活用の活性化を目的とし、小諸市空き家等情報登録制度実施要綱（平成 26 年小諸市告示第 102 号）に規定する空き家バンクの登録及び利用を促進するため、空き家の片付け又はリフォームに要する経費に対し、予算の範囲内で小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小諸市補助金等交付規則（昭和 36 年小諸市規則第 12 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 住宅 居住を目的として独立した基礎を有し、居室、台所、便所及び浴室の設備を有する家屋をいう。
- （2） 空き家バンク 小諸市空き家等情報登録制度実施要綱に基づき管理及び公表された空き家等の情報をいう。
- （3） 物件 空き家バンクに登録された住宅をいう。
- （4） 空き家 登録時点で居住者が居ない住宅又は居住する予定がない住宅をいう。

（補助金の交付の対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 物件の登記簿に記載された名義人となっている者
- （2） 小諸市税又は前住所地の税（特別区民税を含む。以下同じ。）に滞納がない者

（補助金の交付の対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とする。

- （1） 空き家の家財道具等の搬出、処分及び清掃等の経費
- （2） 空き家の改修のための経費。ただし、改修費は生活する上で必要最低限のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は、補助対象経費に含まない。

- （1） 国、県又は市の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
- （2） 外構、ガレージ、庭等の改修に係る経費
- （3） その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、5 万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）を施工する者が、市内に事務所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主の場合、限度額に 5 万円を加算する。

3 前 2 項で算出した補助額の合計は、前条第 1 項に掲げる補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とする。

4 前項に規定する補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 補助金の交付は、同一の住宅及び世帯について1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金交付申請書(様式第1号)とし、補助対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 納税証明書

(3) 他の補助制度の申請書又は交付決定書の写し(他の補助制度を受けようとする場合に限る。)

(4) 見積書の写し

(5) 事業実施前の状況写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定にあたり、識見を有する者から意見を求めることができる。

3 市長は、補助金の交付を決定した者に対しては、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知兼指令書により、交付しないと決定した者に対しては、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金不交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更申請及び変更承認)

第8条 交付決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)が、補助対象内容を変更しようとするときは、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助事業計画(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助事業計画(変更・中止)承認通知書(様式第4号)により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金実績報告書(様式第5号)とし、補助決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の金額がわかる書類

(2) 事業が完了したことがわかる書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告書の審査等を行い、交付すべき補助額を確定し、規則第14条に規定する補助金等確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、規則第15条に規定す

る請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、規則第16条に定めるもののほか次のいずれかに該当するときは、交付決定を取消することができる。

（1） 小諸市空き家バンク登録・利用促進補助事業計画（変更・中止）承認申請書の提出があったとき。

（2） 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（3） 空き家バンク登録後3年以内に、空き家バンクを介せず物件の売却又は賃貸契約を締結したとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、補助決定者に対し、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、小諸市空き家バンク登録・利用促進補助金返還命令書（様式第7号）により、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（1） 前条第1項各号の規定により交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているとき。

（2） 当該住宅から補助決定者及びその世帯員の全部が当該補助金の交付を受けた日から3年以内に転居したとき。

（3） 当該補助金の交付を受けた日から3年以内に譲渡、交換又は貸付けしたとき。

（4） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月3日告示第76号）

この告示は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第51号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第104号）

この告示は、令和2年3月30日から施行する。

附 則（令和2年8月27日告示第124号）

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

関係法令

建築基準法(昭和二十五年五月二十四日)(法律第二百一号)

(維持保全)

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

(昭五八法四四・平一一法一六〇・平三〇法六七・一部改正)

(違反建築物に対する措置)

第九条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命じることができる。

2 特定行政庁は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第一項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 特定行政庁は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第一項の規定によつて命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の二日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第四項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 特定行政庁は、緊急の必要がある場合においては、前五項の規定にかかわらず、これらに定める手続によらないで、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をすることができる。

8 前項の命令を受けた者は、その命令を受けた日から三日以内に、特定行政庁に対して公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。この場合においては、第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、意見の聴取は、その請求があつた日から五日以内に行わなければならない。

9 特定行政庁は、前項の意見の聴取の結果に基づいて、第七項の規定によつて仮にした命令が不当でないと認めた場合においては、第一項の命令をすることができる。意見の聴取の結果、第七項の規定によつて仮にした命令が不当であると認めた場合においては、直ちに、その命令を取り消さなければならない。

10 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反することが明らかな建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、緊急の必要があつて第二項から第六項までに定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで、当該建築物の建築主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

11 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、特定行政庁又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

12 特定行政庁は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、みずから義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

13 特定行政庁は、第一項又は第十項の規定による命令をした場合（建築監視員が第十項の規定による命令をした場合を含む。）においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14 前項の標識は、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、第一項又は第十項の規定による命令に係る建築物又は建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

15 第一項、第七項又は第十項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（昭三四法一五六・昭三六法一一五・昭四五法一〇九・平四法八二・平五法八九・平一〇法一〇〇・平一一法一六〇・一部改正）

消防法(昭和二十三年七月二十四日)(法律第百八十六号)

第三条 消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五条の三の二を除き、以下同じ。)、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二 残火、取灰又は火粉の始末

三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

四 放置され、又はみだりに存置された物件(前号の物件を除く。)の整理又は除去

② 消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、消防団員。第四項(第五条第二項及び第五条の三第五項において準用する場合を含む。)及び第五条の三第二項において同じ。)に、当該物件について前項第三号又は第四号に掲げる措置をとらせることができる。この場合において、物件を除去させたときは、消防長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならない。

③ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十四条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。

④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、当該消防職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

(昭四〇法六五・平一四法三〇・平一五法八四・一部改正)

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日)(法律第二百二十三号)

(応急公用負担等)

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長(以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。)に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

(平七法一三二・平一一法一六〇・一部改正)

民法(明治二十九年四月二十七日)(法律第八十九号)

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

道路法(昭和二十七年六月十日)(法律第百八十号)

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(昭三三法三六・昭三九法一六三・平三〇法六・一部改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日)(法律第百三十七号)

(清潔の保持等)

第五条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

3 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

5 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

6 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

7 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

(昭五一法六八・平二二法三四・一部改正)

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第十九条の四第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。

三 第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 市町村長は、前項(第三号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。

3 市町村長は、第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。

4 市町村長は、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第十九条の四の二第一項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

5 前三項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第五条及び第六条の規定を準用する。

6 第一項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、当該支障の除去等の措置が特定一般廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、市町村長は、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る第八条の五第六項に規定する者(以下この項において「設置者等」という。)及び機構にあらかじめ通知した上で、当該支障の除去等の措置に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を当該設置者等に代わつて取り戻すことができる。

(平九法八五・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一二法一〇五・旧第十九条の五繰下・一部改正、平一五法九三・平二二法三四・一部改正)